

令和 Reiwa, Año: 7 年 Mes: 4 月 Día: 1 日

Srs. Padres o Tutores:
保護者各位

Alcalde de Toyohashi, Nagasaka Naoto
豊橋市長 長坂尚登

Medidas que se tomarán para aligerar la carga de los padres con los gastos del almuerzo escolar

学校給食費負担軽減対応補助金について

Para aligerar la carga de los padres, el municipio cubrirá una parte de los gastos del almuerzo escolar en las escuelas primarias, secundarias y escuela especial KUSUNOKI (primaria y secundaria), y también habrá “ayuda de beneficio temporal por los gastos del almuerzo escolar” para los alumnos que no comen el almuerzo escolar (por tener alergia a alimentos, u otros).

1. Resumen

- Si ha suspendido el almuerzo escolar ⇒ Los padres deberán entregar la hoja de solicitud a la escuela
- Si el almuerzo escolar es suspendido intercalando meses ⇒ Los padres deberán entregar la hoja de solicitud a la escuela ⇒ La ayuda se pagará de acuerdo a cada mes

2. Detalles

(1) Personas que podrán recibir esta ayuda

Personas que cumplan con todos los requisitos mencionados abajo y hayan hecho la solicitud hasta el día 1 de cada mes. (Si ha hecho la solicitud el día 2, se tramitará el próximo mes.)

- ① Alumnos y padres que tienen registro de domicilio en Toyohashi. También se incluyen a los alumnos que viven en otra ciudad y frecuentan alguna escuela de Toyohashi.
- ② Alumnos de escuelas de Toyohashi; primarias, secundarias o escuela especial KUSUNOKI KUSUNOKI (primaria y secundaria). Excepto alumnos que no han asistido a la escuela.
- ③ Alumnos que no han hecho el pedido del almuerzo escolar, o alumnos que han suspendido el almuerzo escolar desde el primer hasta el último día de ese mes.
- ④ Personas que no reciben la ayuda de asistencia social “SEIKATSU HOGO”.

(2) Monto de la ayuda

Clasificación	Monto de la ayuda	
Escuelas primarias	¥2,500 por mes × 11 meses	(¥27,500 como máximo)
Escuelas secundarias	¥2,900 por mes × 11 meses	(¥31,900 como máximo)

* El año escolar es de abril hasta marzo del próximo año (excepto agosto). Según está mencionado arriba, la ayuda se pagará por los meses que haya hecho la solicitud.

* Para los alumnos del 3er grado de secundaria, la ayuda será por 10 meses (hasta febrero).

* La ayuda será pagada en 3 cuotas al año.

(3) Período y modo de solicitud

Las personas que cumplen con los requisitos de “(1) Personas que podrán recibir la ayuda”, deberán entregar la hoja de solicitud (様式第1号) en el período según está mencionado abajo.

Documentos que deberá entregar	Fecha del trámite	Período de solicitud	Lugar de entrega
Hoja de solicitud (様式第1号)	1 de abril	Hasta el día 25 de abril de 2025	Escuela que frecuenta
	Desde el día 2 de cada mes, hasta el día 1 del próximo mes	Hasta el día 10 del próximo mes El plazo final para hacer la solicitud será el día 10 de marzo de 2026	

* Para hacer la solicitud, será necesario presentar un certificado de la escuela que frecuenta.

* Después de hacer la solicitud, el municipio estará enviando el resultado 1 mes después.

(4) Solicitud y Pago

Entregue la hoja de solicitud (様式第2号) en los períodos según está mencionado abajo.

Documentos que deberá entregar	Meses que serán pagados	Período de solicitud	Lugar de entrega
Hoja de reporte y solicitud (様式第2号)	Abril a julio	Hasta el día 18 de julio de 2025	Escuela que frecuenta
	Setiembre a diciembre	Hasta el día 18 de diciembre de 2026	
	Enero a marzo	Hasta el día 18 de marzo de 2026 Si el alumno no ha frecuentado la escuela hasta el día 18 de marzo, deberá hacer la solicitud de inmediato cuando vaya a la escuela.	

* Para hacer la solicitud, será necesario presentar un certificado de la escuela que frecuenta.

* Después de hacer la solicitud, el municipio depositará la ayuda en un plazo de 30 días.

(5) Otros

Para recibir la ayuda, será necesario entregar la hoja de solicitud (様式第1号) y la hoja de reporte y solicitud (様式第2号).

(Secretaría de Educación de Toyohashi, Departamento de Salud y Almuerzo Escolar, tel: 0532-51-2821)

【 豊橋市教育委員会 保健給食課 TEL: 5 1 - 2 8 2 1 】

子育て世帯を応援するため、豊橋市立小中学校及び豊橋市立くすのき特別支援学校(小学部・中学部)において実施している学校給食費の半額軽減に併せて、学校給食を喫食されていない方(例:食物アレルギー)に対して「学校給食費負担軽減対応補助金(学校給食非喫食)」を支給します。

記

1 制度概略

- 給食の注文を停止している ⇒ 保護者は申請書を学校へ提出
- 各月について全て欠席ではない ⇒ 保護者は実績報告書兼請求書を学校へ提出 ⇒ 毎月の実績に応じて支給

2 詳細

(1) 対象者

各月1日時点で、次のいずれにも該当する方(各月2日以降に該当することになった場合は、翌月分から対象となります。)

- ①児童生徒、保護者ともに豊橋市に住所がある方。ただし、区域外通学により市外から通っている児童生徒を含みます。
- ②豊橋市立小中学校又はくすのき特別支援学校(小学部・中学部)に在籍している児童生徒の保護者。ただし、各月について1日も出席(校長が認める「出席扱い」を含む。)できなかった場合は、対象外。
- ③給食を申し込んでいない、又は、「学校給食(停止・再開)届」を学校へ提出して給食の注文を停止している児童生徒の保護者。ただし、各月の初日から末日までの全ての注文を停止している場合に限りです。
- ④生活保護の認定を受けていない方

(2) 支給額

区分	支給額
小学校	月額2,500円 × 11か月 (最大27,500円)
中学校	月額2,900円 × 11か月 (最大31,900円)

※4月～翌年3月(ただし、8月は除く)のうち、対象となった月数に、上記月額をそれぞれ乗じた額を支給します。

※中学3年生は、2月までの10か月が対象です。

※補助金は、年3回に分けて支給します。

(3) 申請期間・申請方法

下記の認定時点で、「(1)対象者」の条件を満たすことになった方は、それぞれの申請期間までに補助金交付申請書(様式第1号)を提出してください。

提出書類	認定時点	申請期間	提出先
補助金交付申請書(様式第1号)	4月1日	令和7年4月25日まで	通学する学校
	各月2日 ～翌月1日	翌月10日まで ただし、最終提出期限は令和8年3月10日まで	

※申請にあたって、通学する学校長の証明(所定の様式内)が必要です。

※市へ申請書が届いた後、1か月を目途に決定通知書をお送りする予定です。

(4) 請求・支給

下記の対象期間ごとに、それぞれの請求期間までに補助金実績報告書兼請求書(様式第2号)を提出してください。

提出書類	対象期間	請求期間	提出先
補助金実績報告書 兼請求書 (様式第2号)	4月～7月分	令和7年7月18日まで	通学する学校
	9月～12月分	令和7年12月18日まで	
	1月～3月分	令和8年3月18日まで ただし、3月18日までに出席せずに請求できなかった場合は、出席後に直ちに	

※請求にあたって、通学する学校長の証明(所定の様式内)が必要です。

※実績報告書兼請求書(様式第2号)が市に届いてから30日以内に支給されます。

(5) その他

支給のためには、申請書だけではなく、実績報告書兼請求書の提出が必要です。

【 豊橋市教育委員会 保健給食課 TEL: 5 1 - 2 8 2 1 】

Hoja de pedido para recibir la ayuda de beneficio temporal por los gastos del almuerzo escolar (para alumnos que no comen el almuerzo escolar)

豊橋市学校給食費負担軽減対応補助金(学校給食非喫食) 交付申請書

フリガナ			申請年月日	令和	年	月	日
児童生徒氏名			学校名	豊橋市立		学校	
生年月日	平成	年	月	日	学年	小学部・中学部 第 学年	
住所	豊橋市						
交付要件	項目		保護者確認欄	学校確認欄		市確認欄	
	① 児童生徒、保護者ともに豊橋市に住所がある		はい・いいえ	/		/	
	② 児童生徒が、豊橋市立小中学校、又は、くすのき特別支援学校(小学部・中学部)に在籍している		はい・いいえ				
③ 給食を申し込んでいない、又は、「学校給食(停止・再開)届」を学校へ提出して給食の注文を停止している		はい・いいえ	はい・いいえ	/			
学校長証明欄	上記「交付要件」のうち②と③について、事実と相違ありません 豊橋市立 学校 学校長 (印)						
口座振込依頼欄	金融機関	金融機関名	店舗名	種目	口座番号(右づめで)		
		銀行		本店	普通預金		
		信金		支店	当座預金		
		信組		出張所	貯蓄預金		
	フリガナ						
	必ず記入してください。		口座名義人				
*「口座名義人」が、下欄の「申請者(保護者)」と同一である口座に限ります。 *通帳の写し(コピー)を添付してください。 (上記口座の金融機関名・口座番号・口座名義人(カナ)を確認できる部分のコピー) *ゆうちょ銀行の場合は、振込専用の口座についてご記入ください。							
豊橋市長 様	申請内容の審査のため、必要に応じて市が公簿等の調査をすることに同意するとともに、求められた場合には追加で必要書類を提出します。 添付書類を添えて、見出しの補助金の交付を申請します。 住所:豊橋市 申請者(保護者) 氏名: 生年月日: 年 月 日 電話番号:()					市受付印押印欄	

※受給のためには、後日、実績報告と請求が必要です。

整理番号		入力確認	申請	決定		確認者		受付者	
------	--	------	----	----	--	-----	--	-----	--

フリガナ	トヨハシ ハナコ		申請年月日	令和 7 年 4 月 25 日		
児童生徒氏名	豊橋 花子		学校名	豊橋市立 □□小 学校		
生年月日	平成 26 年 8 月 1 日		学年	小学部・中学部 第 5 学年 ※くすのき特別支援学校の場合は、小学部・中学部の別も併せて記入(該当する方に「○」)		
住所	豊橋市 今橋町 1 番地					
交付要件	項目	保護者確認欄	学校確認欄	市確認欄		
	① 児童生徒、保護者ともに豊橋市に住所がある	はい・いいえ				
	② 児童生徒が、豊橋市立小中学校、又は、くすのき特別支援学校(小学部・中学部)に在籍している	はい・いいえ	はい・いいえ			
	③ 給食を申し込んでいない、又は、「学校給食(停止・再開)届」を学校へ提出して給食の注文を停止している	はい・いいえ	はい・いいえ			
学校長証明欄	上記「交付要件」のうち②と③について、事実と相違ありません 豊橋市立 学校 学校長 (印)					
口座振替依頼欄	金融機関名	1 1 1 1	店舗名	2 2 2	種目	口座番号(右づめで)
	必ず記入してください。	フリガナ	トヨハシ タロウ	口座名義人	豊橋 太郎	2 2 2 2 2 2 2
*「口座名義人」が、下欄の「申請者(保護者)」と同一である口座に限ります。 *通帳の写し(コピー)を添付してください。 (上記口座の金融機関名・口座番号・口座名義人(カナ)を確認できる部分のコピー) *ゆうちょ銀行の場合は、振込専用の口座についてご記入ください。						
豊橋市長 様	申請内容の審査のため、必要に応じて市が公簿等の調査をすることに同意するとともに、求められた場合には追加で必要書類を提出します。 添付書類を添えて、見出しの補助金の交付を申請します。 住所:豊橋市 今橋町 1 番地 申請者(保護者) 氏名: 豊橋 太郎 生年月日: S57 年 5 月 17 日 電話番号:(090) 1111 - 2222				市受付印押印欄	

※受給のためには、後日、実績報告と請求が必要です。

整理番号		入力確認	申請	決定		確認者		受付者	
------	--	------	----	----	--	-----	--	-----	--

Hoja de pedido y reporte para recibir la ayuda de beneficio temporal por los gastos del almuerzo escolar (para alumnos que no comen el almuerzo escolar)

豊橋市学校給食費負担軽減対応補助金(学校給食非喫食)実績報告書兼請求書

フリガナ				報告・請求年月日	令和	年	月	日	
児童生徒氏名				学 校 名	豊橋市立			学校	
生 年 月 日	平成	年	月	日	学 年	小学部・中学部 第 学年			
※くすのき特別支援学校の場合は、小学部・中学部の別も併せて記入(該当する方に「○」)									
実 績 報 告	※実績報告と請求は、年3回(「4月分～7月分」「9月分～12月分」「1月分～3月分」)に分けて行います。								
	対象期間				「はい」と「いいえ」のどちらかに「○」				
	下欄のうち対象となる期間のいずれか一つに「○」を記入してください				①各月1日時点で、児童生徒、保護者ともに豊橋市に住所がある	②児童生徒が、在籍している豊橋市立小中学校等に出席している(皆欠席ではない)	③給食を申し込んでいない、又は、「学校給食(停止・再開)届」を学校へ提出して、月の初日から末日まで給食の注文を停止している		
	(a)	4月分	9月分	1月分	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
	(b)	5月分	10月分	2月分	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
(c)	6月分	11月分	3月分	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	
(d)	7月分	12月分		はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	
学校長証明欄	上記「実績報告」のうち②と③について、事実と相違ありません 豊橋市立 学校 学校長 印								
請 求 金 額	対象期間	「実績報告」の(a)の月	該当・非該当		※「実績報告」について①～③の全てが「はい」となった場合に「該当」に「○」				
		「実績報告」の(b)の月	該当・非該当						
		「実績報告」の(c)の月	該当・非該当						
		「実績報告」の(d)の月	該当・非該当						
	請求対象月数 (A)	か月分		「対象期間」のうち「該当」の月数(中学3年生は、3月分は対象外)					
1か月あたり請求金額 (B)	小学生	中学生							
	2,500円/月	2,900円/月							
請求金額 (A×B)			円						
豊橋市長 様	申請内容の審査のため、必要に応じて市が公簿等の調査をすることに同意するとともに、求められた場合には追加で必要書類を提出します。 上記のとおり実績を報告するとともに、見出しの補助金の交付を請求します。						市受付印押欄		
申請者 (保護者)	住所:豊橋市		氏名:						
	生年月日:		電話番号:()						
	年 月 日		-						

※申請時に登録した口座は、振り込みが完了するまで解約しないでください。

※申請時に登録した口座について、変更がある場合は、豊橋市教育委員会 保健給食課(51-2836)までお問い合わせください。

整理番号		入力確認	申請	決定		確認者	受付者
------	--	------	----	----	--	-----	-----

フリガナ	トヨハシ ハナコ			報告・請求年月日	令和 7 年 7 月 3 日		
児童生徒氏名	豊橋 花子			学校名	豊橋市立 □□小 学校		
生年月日	平成 26 年 8 月 1 日			学年	小学部・中学部 第 5 学年 <small>※くすのき特別支援学校の場合は、小学部・中学部の別も併せて記入(該当する方に「○」)</small>		
実績報告	※実績報告と請求は、年3回(「4月分～7月分」「9月分～12月分」「1月分～3月分」)に分けて行います。						
	対象期間			「はい」と「いいえ」のどちらかに「○」			
	下欄のうち対象となる期間のいずれか一つに「○」を記入してください			①各月1日時点で、児童生徒、保護者ともに豊橋市に住所がある	②児童生徒が、在籍している豊橋市立小中学校等に出席している(皆欠席ではない)	③給食を申し込んでいない、又は、「学校給食(停止・再開)届」を学校へ提出して、月の初日から末日まで給食の注文を停止している	
		○					
	(a)	4月分	9月分	1月分	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
(b)	5月分	10月分	2月分	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	
(c)	6月分	11月分	3月分	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	
(d)	7月分	12月分		はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	
学校長証明欄	上記「実績報告」のうち②と③について、事実と相違ありません 豊橋市立 学校 学校長 ⑧						
請求金額	対象期間	「実績報告」の(a)の月	該当・非該当	※「実績報告」について ①～③の全てが「はい」となった場合に「該当」に「○」			
		「実績報告」の(b)の月	該当・非該当				
		「実績報告」の(c)の月	該当・非該当				
		「実績報告」の(d)の月	該当・非該当				
	請求対象月数 (A)	3 か月分		「対象期間」のうち「該当」の月数 (中学3年生は、3月分は対象外)			
	1か月あたり請求金額 (B)	小学生 2,500円/月	中学生 2,900円/月				
	請求金額 (A×B)	7,500 円					
豊橋市長 様	申請内容の審査のため、必要に応じて市が公簿等の調査をすることに同意するとともに、求められた場合には追加で必要書類を提出します。 上記のとおり実績を報告するとともに、見出しの補助金の交付を請求します。 住所:豊橋市 今橋町 1 番地 申請者(保護者) 氏名: 豊橋 太郎 生年月日: S57 年 5 月 17 日 電話番号:(090) 1111 - 2222					市受付印押欄	

※申請時に登録した口座は、振り込みが完了するまで解約しないでください。

※申請時に登録した口座について、変更がある場合は、豊橋市教育委員会 保健給食課(51-2836)までお問い合わせください。

整理番号	入力確認	申請	決定	確認者	受付者
------	------	----	----	-----	-----